

官報

昭和四十九年二月二十二日

第七十二回 参議院會議録第十一号

昭和四十九年二月二十二日(金曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第十一号

昭和四十九年二月二十二日

午前十時開議

- 第一 厚生省設置法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出衆議院送付)
- 第二 商法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出衆議院送付)
- 第三 株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律案(第七十一回国会内閣提出衆議院送付)
- 第四 商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(第七十一回国会内閣提出衆議院送付)
- 第五 船舶職員法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、国家公務員等の任命に関する件

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。
この際、国家公務員等の任命に関する件についておはかりいたします。

内閣から、日本放送協会経営委員会委員に伊藤

昭和四十九年二月二十二日 参議院會議録第十一号

国家公務員等の任命に関する件

厚生省設置法の一部を改正する法律案

昭和四十八年七月十日

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎

義郎君、河原由郎君、田部長右衛門君、長谷慎一君、花村仁八郎君、村井八郎君を任命することに、本院の同意を求めてまいりました。
内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 議員起立と認めます。よつて、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 厚生省設置法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長寺本広作君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年七月十日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律

の一部分を次のように改正する。

第五條第九号中「及び調査資料を頒布し、又は

刊行する」を、「調査資料その他の情報を作成し、

及び提供する」に改め、同条第十九号を次のよう

に改める。

十九 削除

第五條第三十四号の二を第三十四号の三と

し、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 調理師養成施設を指定し、並びに

調理師の免許に關して都道府県知事が行なう

講習及び試験の基準を定めること。

第六條第二項を次のように改める。

2 大臣官房に統計情報部を、環境衛生局に水道

環境部を置く。

第七條第三項中「及び援護局」及び「それぞれ」を

削る。

第八條第一項第九号を次のように改める。

九 所管行政に係る国際協力に関する事務に關

すること。

第八條第一項第十三号及び第十四号を次のよう

に改める。

十三 人口動態統計その他所管行政に必要な統

計を作成し、及び提供し、並びにその作成に

關すること。

第二十九條第一項の表中「中央衛生保護審査会

主として衛生事務に関する調査の再審査を行ない、

中央衛生保護審査会 主として衛生事務に関する調査の再審査を行ない、その他衛生保護上必要事項を調査すること。

改め、同表中中央精神衛生審議会、栄養審議会、結核予防審議会及び伝染病予防調査会の項を削る。

第三十六條の八第三号中「船員保険」を「船員保険の被保険者に関する記録並びに船員保険」に改め

る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日

から施行する。

昭和四十八年四月一日から施行する。

必要な調査を行なうこと。

十四 所管行政に關する一般的な資料その他の

情報の収集、整理及び分析を行ない、その結

果を提供すること。

第八條第二項中「統計調査部」を「統計情報部」に

改める。

第九條第五号の二を削る。

第九條の二中第九号の二を第九号の三とし、第

九号の次に次の一号を加える。

九の二 調理師法(昭和三十三年法律第四百十

七号)を施行すること。

第九條の二に次の一項を加える。

2 水道環境部は、前項第六号、第七号及び第十

一号から第十三号までに掲げる事務をつかさど

る。

第十條第七号の二を削る。

第二十一條第五項中「助産婦及び衛生検査技

師」を「その他の医療関係者」に改める。

第二十二條第五項中「理学療法士及び作業療

法士」を「その他の医療関係者」に改める。

第二十六條の二に次の一項を加える。

4 国立若しくは地方自治体の指導下に、聴覚障害者、

声機能障害者及び言語機能障害者の福祉のため

の事業に従事する者の養成施設を附置すること

ができる。養成施設に關し必要な事項は、厚生

省令で定める。

昭和四十九年二月二十二日 参議院會議録第十一号 厚生省設置法の一部を改正する法律案 商法の一部を改正する法律案外二件

(精神衛生法の一部改正)

第二条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次及び第三章の章名中「精神衛生審議会」を「地方精神衛生審議会」に改める。

第十三条から第十六条までを削る。

第十六条の二第三項を次のように改め、同条を第十三条とする。

13 地方精神衛生審議会は、関係行政機関に対し所屬職員の出席、説明及び資料の提出を求めることができる。

第十六条の三を第十四条とし、第十六条の四を第十五条とし、第十六条の五を第十六条とする。

第十七条を次のように改める。

(条例への委任)

第十七条 地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会の運営に関し必要な事項は、条例で定める。

第二十九条の六第二項中「中央精神衛生審議会」を「公衆衛生審議会」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第三条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「結核予防審議会及び結核診査協議会」を「結核診査協議会」に改める。

第三十九条第二項中「結核予防審議会」を「公衆衛生審議会」に改める。

第七章 結核予防審議会及び結核診査協議会を「第七章 結核診査協議会」に改める。

第四十四条から第四十七条までを次のように改める。

第四十四条から第四十七条まで 削除

(栄養改善法の一部改正)

第四条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条から第十五条までを次のように改める。

第十三条から第十五条まで 削除

(麻薬取締法の一部改正)

第五条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の六第九項及び第五十八条の十四第二項中「精神衛生審議会」を「公衆衛生審議会」に改める。

【寺本広作君登壇、拍手】

○寺本広作君 ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し

上げます。

本法案は、前国会からの継続審査法案でありまして、その要旨は、環境衛生局に水道及び廃棄物の処理に関する事務を所掌する水道環境部を設置

するとともに、大臣官房の統計調査部を統計情報部に改組することであります。

なお、本法案については、衆議院において、中央精神衛生審議会など四審議회를廃止して、新たに公衆衛生審議会を設置する規定を削除する等の修正が行なわれております。

委員会におきましては、医療機関の拡充整備、医療審議会の構成、公営病院に対する国庫補助等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本法案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本法案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 商法の一部を改正する法律案

日程第三 株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案

日程第四 商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

(いずれも第七十一回国会内閣提出衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長原田立君。

審査報告書

商法の一部を改正する法律案

右は多数をもって別紙の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年二月二十一日

参議院議長 河野 謙三殿 法務委員長 原田 立

第三十二条から第三十四条までの改正規定のうち、第三十二条第一項中「貸借対照表及損益計算書」を「貸借対照表」に改め、第三十三条第四項及び第五項中「及損益計算書」を削り、同条第三項を削る。

第一百五十三条第一項の改正規定を次のように改める。

第一百五十三条第一項中「財産目録及を削る。

第二百七十四条の次に二条を加える改正規定中

第二百七十四条ノ三に次の一項を加える。

子会社ハ正當ノ理由アルトキハ第一項ノ規定ニ依ル報告又ハ前項ノ規定ニ依ル調査ヲ拒ムコトヲ得

第二百七十五条の次に三条を加える改正規定中

第二百七十五条ノ二に次の一項を加える。

裁判所ハ仮処分ヲ以テ取締役ニ對シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ命ズルニハ保証ヲ立テシムルコトヲ要セズ

附則第一条中「昭和四十九年一月一日」を「公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日」に改める。

附則第十三条中「昭和四十八年十一月一日」を「昭和四十九年十月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、株式会社法の運営の適正と安定を図り、資金の調達を容易にするとともに株主の利益を保護する等のため、監査役が会社の会計以外の業務をも監査することにより株式会社の監査制度を充実し、累積投票の制度は定款をもつて排除できることとし、転換社債について、その発行は原則として取締役会の決議によることとし、準備金の資本組入れの際発行価額の一部払込みによる株式の発行ができることとし、営業年度を一年とする会社に中間配当のみを

開くは、取引の安全を図るためいむゆる休暇会社を整理する方途を講じ、商業帳簿の制度を合理化する等必要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが、損益計算書の作成、親会社の監査役の子会社に対する調査権、取締役の違法行為の差止め、仮処分および施行期日等に関し、別紙のとおり修正を行なつた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

一 現下の株式会社の実態にかんがみ、小規模の株式会社については、別個の制度を新設してその業務運営の簡素合理化を図り、大規模の株式会社については、その業務運営を厳正公正ならしめ、株主、従業員及び債権者の一層の保護を図り、併せて企業の社会的責任を全うすることができるよう、株主総会及び取締役会制度等の改革を行なうため、政府は、すみやかに所要の法律案を準備して国会に提出すること。

二 監査法人は、その社員が税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行なつてゐる会社について、本法の監査業務を行なわないうよう規制すること。

三 企業会計原則は、企業の財政状態及び経営成績について真実公正な財務諸表を作成公示するための基準であるから、修正については、その目的に反することのないよう配慮すること。右決議する。

商法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年七月三日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

商法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律

商法明治三十二年法律第四十八号の一部を次のように改正する。

第三十二条から第三十四条までを次のように改める。

第三十二条 商人ハ営業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為メ会計帳簿、貸借対照表及損益計算書ヲ作ルコトヲ要ス

商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ

第三十三条 会計帳簿ニハ左ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス

一 開業ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於ケル営業上ノ財産及其ノ価額、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於ケル営業上ノ財産及其ノ価額

二 取引其ノ他営業上ノ財産ニ影響ヲ及ボスベキ事項

貸借対照表ハ開業ノ時及毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於テ会計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス
損益計算書ハ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リ

テハ毎決算期ニ於テ会計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス

貸借対照表及損益計算書ハ之ヲ編綴シ又ハ特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

貸借対照表及損益計算書ニハ作成者之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十四条 会計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額ニ付テハ左ノ規定ニ従フ

一 流動資産ニ付テハ其ノ取得価額、製作価額又ハ時価ヲ附スルコトヲ要ス但シ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価格ガ取得価額又ハ製作価額迄回復スルト認メラル場合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ要ス

二 固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為シ予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス

三 金銭債権ニ付テハ其ノ債権金額ヨリ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除シタル額ヲ超エルコトヲ得ズ

第二百五十三條第一項中「財産目録及貸借対照表」を「貸借対照表及損益計算書」に改める。

第二百九十九條第一項中「前条ノ金銭」の下に「若ハ第二百九十九條ノ第三項ノ代金」を加える。

第二百二十四條ノ第三項中「二月」を「三月」に改め、同条第三項中「二月内」を「三月内」に改める。

第二百四十條第二項中「前条第五項」を「第二百三十九條第五項」に改める。

第二百四十七條第一項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。

第二百四十九條第一項ただし書中「取締役」の下

に「又ハ監査役」を加える。

第二百五十六條ノ第三項中「会社ニ対シ会日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ」を「定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外会社ニ対シ」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第五項中「第一項」を「第二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ請求ハ会日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百五十六條ノ四を削る。

第二百五十九條ノ二中「各取締役」の下に「各監査役」を加える。

第二百五十九條ノ三中「取締役全員」を「取締役及監査役ノ全員」に改める。

第二百六十條ノ三第二項中「取締役」の下に「及監査役」を加え、同条を第二百六十條ノ四とし、第二百六十條ノ三 監査役ハ取締役会ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第二百六十一條ノ二を削る。

第二百六十六條第一項中「配当セラレタル額」を「配当又ハ分配ノ為サレタル額」に改め、同項第一号中「提出シタルトキ」を「提出シ又ハ第二百九十九條ノ五第三項ノ規定ニ違反スル金銭ノ分配ヲ為シタルトキ」に改める。

第二百六十六條ノ三第一項中「第二百八十一條ニ掲グル書類若ハ第二百九十三條ノ五ノ附屬明細書」を「若ハ第二百八十一條第一項ノ書類」に改める。

第二百七十三條及び第二百七十四條を次のように改める。

第二百七十三條 監査役ノ任期ハ就任後二年内ノ最終ノ決算期ニ関スル定時總會ノ終結ノ時迄トス

最初ノ監査役ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ就任後一年内ノ最終ノ決算期ニ関スル定時總會ノ終結ノ時迄トス

前二項ノ規定ハ定款ヲ以テ任期ノ満了前ニ退任

昭和四十九年二月二十二日 参議院會議録第十一号 商法の一部を改正する法律案外二件

シタル監査役ノ補欠トシテ選任セラレタル監査役ノ任期ヲ退任シタル監査役ノ任期ノ満了スベキ時迄ト為スコトヲ妨グズ

第二百七十四条 監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス

監査役ハ何時ニテモ取締役ニ対シ營業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十四条の次に次の二条を加える。

第二百七十四条ノ二 取締役ハ会社ニ著シキ損害ヲ及ボス虞アル事実ヲ発見シタルトキハ直ニ監査役ニ之ヲ報告スルコトヲ要ス

第二百七十四条ノ三 他ノ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式又ハ他ノ有限会社ノ資本ノ過半数ニ当ル出資口数ヲ有スル会社(以下親会社ト称ス)ノ監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為ニ必要アルトキハ其ノ株式会社又ハ有限会社(以下子会社ト称ス)ニ対シ營業ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

他ノ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ親会社及子会社又ハ子会社ガ有スルトキハ其ノ株式会社モ亦其ノ親会社ノ子会社ト看做ス他ノ有限会社ノ資本ノ過半数ニ当ル出資口数ヲ親会社及子会社又ハ子会社ガ有スルトキ亦同シ

親会社ノ監査役ハ第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ求メタル場合ニ於テ子会社ガ遅滞ナク報告ヲ為サザルトキ又ハ其ノ報告ノ真否ヲ確ムル為ニ必要アルトキハ報告ヲ求メタル事項ニ関シ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十五条中「會計ニ関スル書類ヲ調査シ」を「議案及書類ヲ調査シ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不当ナル事項アリト認ムルトキハ」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第二百七十五条ノ二 取締役ガ会社ノ目的ノ範囲内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ監査役ハ取締役ニ対シ其

ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

第二百七十五条ノ三 監査役ハ株主總會ニ於テ監査役ノ選任又ハ解任ニ付意見ヲ述ブルコトヲ得

第二百七十五条ノ四 会社ガ取締役ニ対シ又ハ取締役ガ会社ニ対シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ監査役ハ代表スル会社ガ第二百六十七条第一項ノ請求ヲ受クルニ付亦同ジ

第二百七十六條中「監査役ハ」の下に「会社又ハ子会社ノ」を加える。

第二百八十条中「第二百五十六條第三項」を「第二百五十六條ノ二」に改める。

第二百八十条ノ二 第一項に次の一号を加える。

九 第二百八十条ノ九ノ二 第一項ノ規定ニ依リ新株ノ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザルモノト為ス旨及発行価額中払込ヲ為サシムル金額

第二百八十条ノ六第三号中「第四号」の下に「及第九号」を加える。

第二百八十条ノ七中「発行価額」の下に「又ハ第二百八十条ノ二 第一項第九号ノ金額」を加える。

第二百八十条ノ九の次に次の一条を加える。

第二百八十条ノ九ノ二 第二百九十三條ノ三 第一項ノ規定ニ依リ準備金ヲ資本ニ組入レタル会社ガ券面額ヲ発行価額トシテ額面株式ヲ発行スル場合ニ於テ株主ニ新株ノ引受權ヲ与ヘ且其ノ引受權ヲ譲渡スコトヲ得ベキモノト定ムルトキハ資本ニ組入レタル準備金ノ額ヲ新株ノ数ヲ以テ除シタル額ヲ超エザル範囲内ニ於テ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザルモノト為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザル株式ヲ発行シタル場合ニ於テ第二百八十条ノ三ノ三 第二項ノ株式アルトキハ会社ハ其ノ株式ニ付株主ヲ募集スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ四 第一項但書ノ端数ノ合計數ニ相当スル株式ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ株主ヲ募集セズ取締役會ノ決議ヲ以テ株主ガ新株ノ引受權ヲ有スルモノト看做シテ之ヲ売却スルコトヲ得

第二項ノ株式ノ発行価額ニ付テハ第二百二条第

三項ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ其ノ発行価額ハ第二百八十条ノ二 第一項第九号ノ金額ヲ下ルコトヲ得ズ

会社ハ第二項ノ株式ノ発行価額第二百八十条ノ二 第一項第九号ノ金額トノ差額及第三項ノ売却ノ代金ノ合計額ヲ第二百八十条ノ四 第一項但書ノ端数ニ相当スル株式ヲ有スル株主及第二百八十条ノ五 第四項ノ規定ニ依リ新株ノ引受權ヲ失ヒタル者ニ夫々其ノ端数及新株ノ数ニ応ジテ交付スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ十五 第二項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。

第二百八十一条を次のように改める。

第二百八十一条 取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附屬明細書ヲ作ルコトヲ要ス

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 營業報告書

四 準備金及利益又ハ利息ノ配當ニ関スル議案

前項ノ書類ハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス

第二百八十一条の次に次の三条を加える。

第二百八十一条ノ二 取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ七週間前ニ前条第一項各号ニ掲グル書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

第二百八十一条ノ三 監査役ハ前条ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ四週間内ニ監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ監査報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 監査ノ方法ノ概要

二 會計帳簿ニ記載スベキ事項ノ記載ナク若ハ不実ノ記載アルトキ又ハ貸借対照表若ハ損益計算書ノ記載ガ會計帳簿ノ記載ト合致セザルトキハ其ノ旨

三 貸借対照表及損益計算書ガ法令及定款ニ從ヒ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示シタルモノナルトキハ其ノ旨

四 貸借対照表又ハ損益計算書ガ法令又ハ定款

ニ違反シ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示サザルモノナルトキハ其ノ旨及事由

五 營業報告書ノ内容ガ真実ナルヤ否ヤ

六 準備金及利益又ハ利息ノ配當ニ関スル議案ガ法令及定款ニ適合スルヤ否ヤ

七 準備金及利益又ハ利息ノ配當ニ関スル議案ガ会社財産ノ状況其ノ他ノ事情ニ照シ著シク不当ナルトキハ其ノ旨

八 取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルトキハ其ノ事実

九 監査ノ為ニ必要ナル調査ヲ為スコト能ハザリシトキハ其ノ旨及理由

第二百八十一条ノ四 取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ三週間前ニ第二百八十一条第一項ノ附屬明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ前項ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ二週間内ニ同項ノ書類ニ関スル監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

第二百八十二条第一項中「前条ニ掲グル書類及監査役ノ報告書」を「第二百八十一条第一項ノ書類及監査報告書」に改める。

第二百八十三条第一項中「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

「定時總會ノ招集ノ通知ニハ前項ノ書類及第二百八十一条ノ三 第一項ノ監査報告書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第二百八十五条中「貸借対照表及財産目録」を「會計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額」に、「第二百八十五條ノ二」を「第三十四條第二号ノ外第二百八十五條ノ二及第二百八十五條ノ四」に改める。

第二百八十五条ノ三を次のように改める。

第二百八十五条ノ六 第二項中「及第二項」を削り、「株式」の下に「同条第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル株式ニシテ子会社ノ株式以外ノモノ

ニを加える。

第二百八十八条中「十分ノ一以上ヲ」の下に、第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ス毎ニ其ノ分配額ノ十分ノ一ヲを加える。

第二百八十八条ノ二第二項中前項を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二百八十条ノ九ノ二第二項ノ規定ニ依リ株主ヲ募集シタル株式ニ付テハ前項第一号ノ額ハ之ヲ資本準備金ト為スコトヲ要セズ

第二百九十三条ノ二第三項中「ニ付テハ第一項ノ規定ヲ適用セズ」を「ニ付テハ新シタル株式ヲ競売シ且其ノ端數ニ応ジテ其ノ代金ヲ株主ニ交付スルコトヲ要ス但シ取引所ノ相場アルモノハ其ノ相場ヲ以テ之ヲ売却シ取引所ノ相場ナキモノハ裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ妨グズ」に改め、同条第六項に次のただし書を加える。

但シ第三項ノ株式ニ付テハ其ノ通知ヲ為スコトヲ要セズ

第二百九十三条ノ三第三項中「前条第六項」を「前条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ新株ノ発行ニ付一株ニ滿タザル端數ヲ生ズル場合ニ、同条第六項」に改める。

第二百九十三条ノ四第二項中「場合ニ」の下に「同条第一項及第二項ノ規定ハ分割ニ適セザル數ノ株式アル場合ニ」を加える。

第二百九十三条ノ五を次のように改める。

第二百九十三条ノ五 營業年度ヲ一年トスル会社ハ定款ヲ以テ一營業年度ニ付一回ニ限リ營業年度中ノ一定ノ日ヲ定メ其ノ日ニ於ケル株主ニ對シ取締役會ノ決議ニ依リ金銭ノ分配ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ決議ハ同項ノ一定ノ日ヨリ三月内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ金銭ノ分配ハ最終ノ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ノ限度トシテ之ヲ為スコトヲ得

一 最終ノ決算期ニ於ケル資本及準備金ノ合計

額

二 最終ノ決算期ニ關スル定時總會ニ於テ積立テタル利益準備金及金銭ノ分配ノ時ニ積立ツルコトヲ要スル利益準備金ノ合計額

三 最終ノ決算期ニ於テ第二百八十六條ノ二及第二百八十六條ノ三ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額ガ前二

号ノ準備金ノ合計額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

四 最終ノ決算期ニ關スル定時總會ニ於テ利益ヨリ配當シ又ハ支払フモノト定メタル額

取締役ハ其ノ營業年度ノ終ニ於テ貸借対照表上ノ純資産額ガ第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額ヲ下ル虞アルトキハ第一項ノ金銭ノ分配ヲ為スコトヲ得ズ

營業年度ノ終ニ於テ前項ノ純資産額ガ同項ノ合計額ヲ下リタル場合ニ於テハ第一項ノ金銭ノ分配ヲ為シタル取締役ハ会社ニ對シ連帶シテ其ノ差額、若シ分配シタル金銭ノ額ガ其ノ差額ヨリ

少ナキトキハ分配シタル金銭ノ額ニ付賠償ノ責ニ任ズ但シ取締役ガ前項ノ虞ナキモノト認ムルニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ金銭ノ分配ハ第二百九条第一項、第二百二十二條第一項、第二百二十二條ノ六但書、第二百四十二條第一項、第二百九十一條第四項及第二百九十三条ノ規定ノ適用ニ付テハ利益ノ配當ト看做シ、第一項ノ一定ノ日ハ第二百二十二條ノ六但書ノ規定ノ適用ニ付テハ營業年度ノ終ト看做ス

第二百六十六條第二項乃至第四項ノ規定ハ第五項ノ取締役ノ責任ニ、第二百九十条第二項ノ規定ハ第三項ノ規定ニ違反シテ金銭ノ分配ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ二第二項及び第三項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ取締役會之ヲ定ム但シ定款ヲ以テ株主

總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 転換社債ノ總額

二 転換ノ条件

三 転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容

四 転換ヲ請求シ得ベキ期間

五 転換ニ因リテ発行スベキ無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

六 株主ニ転換社債ノ引受權ヲ与フル旨及引受權ノ目的タル転換社債ノ額

七 株主以外ノ者ニシテ之ニ對シ特ニ有利ナル転換ノ条件ヲ附シタル転換社債ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ關スル定アルトキト雖モ其ノ者ニ對シ発行スルコトヲ得ベキ転換社債ノ額、発行価額、転換ノ条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容及転換ヲ請求シ得ベキ期間ニ付第三百四十三條ニ定ムル決議アルコトヲ要ス

第三百四十一條ノ二に次の二項を加える。

總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 転換社債ノ總額

二 転換ノ条件

三 転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容

四 転換ヲ請求シ得ベキ期間

五 転換ニ因リテ発行スベキ無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

六 株主ニ転換社債ノ引受權ヲ与フル旨及引受權ノ目的タル転換社債ノ額

七 株主以外ノ者ニシテ之ニ對シ特ニ有利ナル転換ノ条件ヲ附シタル転換社債ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ關スル定アルトキト雖モ其ノ者ニ對シ発行スルコトヲ得ベキ転換社債ノ額、発行価額、転換ノ条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容及転換ヲ請求シ得ベキ期間ニ付第三百四十三條ニ定ムル決議アルコトヲ要ス

第三百四十一條ノ二に次の二項を加える。

前項ノ決議ハ決議後最初ニ発行スル転換社債ニシテ其ノ日ヨリ六月内ニ発行スベキモノニ付テ

ノミ其ノ効力ヲ有ス

第二百八十条ノ二第二項後段及第三項ノ規定ハ第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ二の次に次の四條を加える。

第三百四十一條ノ二 会社ハ転換社債ヲ発行スルトキハ転換社債ノ總額、発行価額、転換ノ条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、転換ヲ請求シ得ベキ期間及募集ノ方法ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

会社ハ前項ノ公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ転換社債ノ割當ヲ為スコトヲ得ズ

第三百四十一條ノ二ノ三 前条ノ規定ハ第三百四十一條ノ二第二項第六号ノ引受權ノ目的タル転換社債、同条第三項ノ決議アリタル転換社債、

第三百四十一條ノ二ノ四 転換社債ノ引受權ヲ有スル株主ハ其ノ有スル株式ノ數ニ應ジテ転換社債ノ割當ヲ受タル權利ヲ有ス但シ各転換社債ノ金額中最低額ニ滿タザル端數ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十条ノ四第二項ノ規定ハ株主ガ転換社債ノ引受權ヲ有スベキ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ二ノ五 株主ガ転換社債ノ引受權ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ對シ其ノ者ガ引受權ヲ有スル転換社債ノ額、発行価額、転換ノ条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、転換ヲ請求シ得ベキ期間及一定ノ期日迄ニ転換社債ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ五第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ七に第一項として次のように加える。

第三百四十一條ノ二ノ四第一項但書ノ端數ノ合計數ニ相當スル転換社債及転換社債ノ引受權ヲ有スル者ガ第三百四十一條ノ二ノ五第二項ノ規定ニ依リ其ノ權利ヲ失ヒタル転換社債ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三百四十一條ノ二ノ四 転換社債ノ引受權ヲ有スル株主ハ其ノ有スル株式ノ數ニ應ジテ転換社債ノ割當ヲ受タル權利ヲ有ス但シ各転換社債ノ金額中最低額ニ滿タザル端數ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十条ノ四第二項ノ規定ハ株主ガ転換社債ノ引受權ヲ有スベキ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ二ノ五 株主ガ転換社債ノ引受權ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ對シ其ノ者ガ引受權ヲ有スル転換社債ノ額、発行価額、転換ノ条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、転換ヲ請求シ得ベキ期間及一定ノ期日迄ニ転換社債ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ五第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ七に第一項として次のように加える。

第二百二十二條ノ二第二項、第二百八十条ノ十及第二百八十条ノ十一ノ規定ハ転換社債ノ発行ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十九條第一項ただし書中「競売ニ代ヘ」を「取引所ノ相場アルモノハ其ノ相場ヲ以テ之ヲ売却シ取引所ノ相場ナキモノハ」に、「他ノ方法」を「競売以外ノ方法」に改める。

第三百八十条第二項及び第三百八十一条第一項中「取締役」の下に「監査役」を加える。

第四百六條ノ二の次に次の一項を加える。

第四百六條ノ三 最後ノ登記後五年ヲ經過シタル会社ハ本店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ニ未ダ營業ヲ廢止セザル旨ノ届出ヲ為スベキ旨ヲ法務大臣ガ官報ヲ以テ公告シタル場合ニ於テ其ノ公告ノ日ニ既ニ最後ノ登記後五年ヲ經過シタル会社

昭和四十九年二月二十二日 参議院會議録第十一号 商法の一部を改正する法律案外二件

二二三

昭和四十九年二月二十二日 参議院會議録第十一号 商法の一部を改正する法律案外二件

二二四

ガ同日ヨリ二月内ニ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ其ノ届出ヲ為サザルトキハ其ノ会社ハ其ノ期間満了ノ時ニ解散シタルモノト看做ス但シ其ノ期間内ニ登記ヲ為シタル会社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ公告アリタルトキハ登記所ハ同項ノ会社ニ対シ其ノ公告アリタル旨ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ解散シタルモノト看做サレタル会社ハ其ノ後三年内ニ限り第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依リテ会社ヲ継続スルコトヲ得第四百十五条中「取締役」の下に「監査役」を加ふる。

第四百二十条を次のように改める。

第四百二十条 清算人ハ定時總會ノ会日ヨリ五週間前ニ貸借対照表及事務報告書ヲ、三週間前ニ其ノ附属明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ定時總會ノ会日ヨリ一週間前ニ前項ノ書類ニ関スル監査報告書ヲ清算人ニ提出スルコトヲ要ス

清算人ハ定時總會ノ会日ノ一週間前ヨリ第一項ノ書類及前項ノ監査報告書ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

第二百八十二條第二項ノ規定ハ前項ノ書類ニ之ヲ準用ス

清算人ハ貸借対照表及事務報告書ヲ定時總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第四百二十八條第二項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。

第四百三十條第二項中「第二百六十一條ノ二」を「第二百六十一條」に、「乃至第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十二條乃至第二百八十四條及第二百九十三條ノ五乃至」を「第二百七十四條ノ二、第二百七十五條、第二百七十六條、第二百七十七條ノ四、第二百七十八條、第二百七十九條、第二百八十三條第三項、第二百八十四條、第二百九十三條ノ六及」に改める。

第四百三十一條第一項及び第四百五十二條第一項中「清算人」の下に「監査役」を加ふる。

第四百八十九條第三号中「利益又ハ利息ノ配當」を「利益若ハ利息ノ配當又ハ第二百九十三條ノ五第一項ノ金銭ノ分配」に改める。

第四百九十八條第一項第十九号中「第三十二條第一項ノ帳簿、第二百九十三條ノ五第一項ノ附属明細書」を「會計帳簿、第二百八十一條第一項若ハ第四百二十條第一項ノ附属明細書若ハ監査報告書」に改め、同項第二十号中「第二百九十三條ノ五第一項」を削り、「第四百八十八條ノ二第一項」の下に「第四百二十條第三項」を加え、同条第二項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「譲渡シタルトキ」の下に「又ハ有有限会社法第七十七條第一項若ハ第二項ニ掲グル者ガ本編ニ定ムル調査ヲ妨ゲタルトキ」を加ふる。

第四百九十八條ノ二中「登録税額」を「登録免許税額」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。ただし、商法第二百九十九條第一項、第二百四十條第二項、第二百五十六條ノ三、第二百八十八條ノ二第一項、第二百八十八條ノ六第三号、第二百八十八條ノ七、第二百八十八條ノ二、第二百九十三條ノ二、第二百九十三條ノ三第三項、第二百九十三條ノ四第二項、第三百四十一條ノ二、第三百四十一條ノ七、第三百七十九條第一項及び第四百九十八條ノ二の各改正規定、同法第二百五十六條ノ四を削る改正規定、同法第二百八十八條ノ九の次に一條を加える改正規定、同法第三百四十一條ノ二の次に一條を加える改正規定、同法第四百六十六條ノ二の次に一條を加える改正規定並びに次条、附則第五條及び第十條から第十三條までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の商法の規定は、

特別の定めがある場合を除いては、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の商法の規定によつて生じた効力を妨げない。

(商業帳簿等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に商人である者がこの法律の施行後最初に到来する改正後の商法第三十三條の一定の時期（会社にあつては、決算期をいう。以下この条及び次条において同じ。）以前において作成すべき商業帳簿及びその附属明細書並びに当該一定の時期以前においてする計算及び当該一定の時期に関する計算に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(流動資産及び固定資産の評価に関する経過措置)

第四条 改正後の商法第三十四條第一号及び第二号の規定の適用については、この法律の施行の際現に株式会社以外の商人である者がこの法律の施行後最初に到来する改正後の商法第三十三條の一定の時期以前に取得し、又は製作した資産は、当該一定の時期において附することができ最高価額（その額の範囲内で別に附した価額があるときは、その価額）をもつて、当該一定の時期の翌日に取得し、又は製作したものとみなす。

(累積投票に関する経過措置)

第五条 商法第二百五十六條ノ三の改正規定及び同法第二百五十六條ノ四を削る改正規定の施行の際現に取締役の選任について累積投票によらないことを定めた定款には、発行済株式の総数の四分の一以上に当たる株式を有する株主が累積投票によるべきことを求めることができる旨の定めがあるものとみなす。ただし、発行済株式の総数の四分の一以下の割合以上に当たる株式を有する株主がその請求をすることができ旨の定めがある場合は、この限りでない。

(会社と取締役又は清算人との間の訴えについての会社代表に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する株式会社が取締役若しくは清算人に対し、又は取締役若しくは清算人がその会社に対して提起する訴えについて会社を代表すべき者に関するは、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時總會の終結前は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(監査役に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する株式会社の監査役で、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時總會の終結前に在任するものに關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の定時總會の終結の際現に在任する監査役は、同項の定時總會の終結と同時に退任する。

(定時總會の招集の通知に添附すべき書類に関する経過措置)

第八条 改正後の商法第二百八十三條第二項の規定は、この法律の施行後最初に到来する決算期以前の決算期に関する定時總會については、適用しない。

(子会社の株式の評価に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期において附則第三條の規定によりなおその例によるものとされる改正前の商法第二百八十五條ノ六第二項において準用する同法第二百八十五條ノ二第二項の規定により子会社の株式に時価を附した場合においては、改正後の商法第二百八十五條ノ六第一項及び同条第二項において準用する同法第二百八十五條ノ二第一項ただし書の規定の適用については、その附した時価を取得価額とみなす。

(株式による配當に関する経過措置)

第十条 商法第二百九十三條ノ二の改正規定の施

行前に株主総会の招集に関する取締役会の決議があつた場合において、その株主総会の決議をもつて利益の配当の全部又は一部を新たに発行する株式をもつてするときは、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(転換社債の発行に関する経過措置)

第十一條 転換社債に関する改正規定の施行前に転換社債の発行の決議があつたときは、その転換社債の発行に關しては、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(資本の減少に関する経過措置)

第十二條 商法第三百七十九條第一項の改正規定の施行前に資本の減少の決議があつたときは、その資本の減少に關しては、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(休眠会社に関する特例)

第十三條 昭和四十八年十一月一日において、最後の登記をした後十年を経過している株式会社は、その日に解散したものとみなす。

2 改正後の商法第四百六條ノ三第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第九十一條の二の規定は、第一項の規定による解散の登記について準用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四條 この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案

右は多数をもつて別紙の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年二月二十一日

法務委員長 原田 立

参議院議長 河野 謙三殿

第七條第四項中「第三項の下に」及び第四項を加える。

第二十五條を次のように改める。

(商法の適用除外)

第二十五條 会社については、商法第二百四十七條第一項、第二百四十九條第一項ただし書、第二百五十二條、第二百五十三條第二項、第二百五十九條ノ二、第二百五十九條ノ三、第二百六十條ノ三、第二百六十條ノ四第二項、第二百七十四條、第二百七十五條ノ二、第二百七十五條ノ四、第二百八十一條ノ二、第二百八十一條ノ三、第二百八十三條第二項、第二百八十八條第二項及び第三項、第二百八十一條第一項、第四百十五條、第四百二十八條第二項、第四百三十條第二項(第二百三十八條、第二百七十六條、第二百七十八條及び第二百八十四條の規定を準用する部分を除く)、第四百三十一條第一項、第四百三十二條(第四百三十一條第一項に係る部分に限る)並びに第四百五十二條第一項の規定中株式会社の監査役に関する規定は、適用しない。

附則第一項中「昭和四十九年一月一日」を「公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日」に改める。

附則第四項中「昭和四十八年」を「昭和四十九年」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、株式会社の実情にかんがみ、資本金五億円以上の株式会社については、計算書類について、定時株主総会前に会計監査人の監査を受けることによつて会計監査の充実を図る。

昭和四十九年二月二十二日 参議院會議録第十一号 商法の一部を改正する法律案外二件

り、資本金一億円以下の株式会社においては、監査役は会計監査のみを行なうものとす等の所要の措置を講じようとするものであり、また、衆議院において、会計監査人の欠格事由および会計監査人に関する規定の施行日等に関し、修正が行なわれ、おおむね妥当な措置と認められるが、親会社の会計監査人の子会社に対する調査権、資本金一億円以下の会社の商法適用除外規定および施行期日等に関し、別紙のとおり修正を行なつた。

株式会社(以下「株式会社」という)の監査等に関する法律

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

一 現下の株式会社の実態にかんがみ、小規模の株式会社については、別個の制度を新設してその業務運営の簡素合理化を図り、大規模の株式会社については、その業務運営を厳正公正ならしめ、株主、従業員及び債権者の一層の保護を図り、併せて企業の社会的責任を全うすることができるよう、株主総会及び取締役会制度等の改革を行なうため、政府は、すみやかに所要の法律案を準備して国会に提出すること。

第二章 資本の額が五億円以上の株式会社(以下「大規模会社」という)の監査等に関する特例

二 監査法人は、その社員が税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行なっている会社について、本法の監査業務を行なわなければならない規制すること。

第三章 監査人の選任

三 企業会計原則は、企業の財政状態及び経営成績について真実公正な財務諸表を作成公示するための基準であるから、修正については、その目的に反することのないよう配慮すること。

第四條 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士を含む)又は監査法人でなければならない。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

第五條 会社又はその親会社若しくは子会社(商法第二百七十四條ノ三に規定する親会社又は子会社をいう。以下同じ)の取締役、監査役又は使用人は、

参議院議長 河野 謙三殿

(不字及び一は衆議院修正)

株式会社(以下「株式会社」という)の監査等に関する商法の特例に関する法律案

昭和四十九年二月二十二日 参議院會議録第十一号 商法の一部を改正する法律案外二件

二 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 監査法人でその社員のうち第一号又は前号に掲げる者前二号に掲げる者が社員の半数以上を占める監査法人

(会計監査人の職務を行なうべき社員の指名)

第五条 会計監査人に選任された監査法人は、その職務を行なうべき社員を指名し、これを会社に通知しなければならない。

12 前条第二項第一号又は第二号に掲げる者は、前項の規定による指名を受けることができない。

(会計監査人の解任)

第六条 会計監査人は、監査役の過半数の同意を得て、取締役会の決議をもつて解任することができる。

2 会計監査人を解任したときは、取締役は、その旨及び解任の理由を株主総会に報告しなければならない。

3 解任された会計監査人が前項の株主総会の会日の三日前までに会社に対して書面で解任についての意見を通知したときは、取締役は、その意見の要旨を株主総会に報告しなければならない。

(会計監査人の権限等)

第七条 会計監査人は、何時でも、会社の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は取締役に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、子会社に対して会計に関する報告

を求めることができる。

4 商法第二百七十四条ノ三第三項の規定は、前項の場合について準用する。

5 会計監査人は、その職務を行なうにあつて第四條第二項第一号又は第二号に掲げる者を使用してはならない。

(取締役の不正行為等を発見した場合の会計監査人の報告義務)

第八条 会計監査人がその職務を行なうに際して取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その会計監査人は、これを監査役に報告しなければならない。

(会計監査人の損害賠償責任)

第九条 会計監査人がその任務を怠つたことにより会社に損害を生じさせたときは、その会計監査人は、会社に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

第十条 会計監査人が重要な事項について第十三條第一項の監査報告書又は第十五條第二項の監査報告書に虚偽の記載をしたことにより第三者に損害を生じさせたときは、その会計監査人は、その第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。ただし、その職務を行なうについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(会計監査人、取締役及び監査役の連帯責任)

第十一条 会計監査人が会社又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、取締役又は監査役もその責めに任ずべきときは、その会計監査人、取締役及び監査役は、連帯債務者とする。

(計算書類等の提出期限)

第十二条 取締役は、定時総会の会日の八週間前までに、商法第二百八十一条第一項各号に掲げ

る書類を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

(会計監査人の監査報告書)

第十三条 会計監査人は、前条の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を監査役及び取締役に提出しなければならない。

2 前項の監査報告書には、商法第二百八十一条ノ三第二項第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 監査役は、会計監査人に対して、第一項の監査報告書につき説明を求めることができる。

(監査役の監査報告書)

第十四条 監査役は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとして認めたときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方法の概要又は結果
二 会計以外の業務の監査の方法の概要
三 商法第二百八十一条ノ三第二項第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項
(計算書類等の附属明細書の監査)

第十五条 取締役は、定時総会の会日の四週間前までに、商法第二百八十一条第一項の附属明細書を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

2 会計監査人は、前項の書類を受領した日から二週間以内に、これに関する監査報告書を監査役及び取締役に提出しなければならない。

3 監査役は、前項の監査報告書を受領した日から

一週間以内に、第一項の書類に関する監査報告書を取締役に提出しなければならない。この場合において、会計監査人の報告を相当と認めたとときは、監査役の監査報告書には、その旨を記載すれば足りる。

(監査報告書の備置き等)
第十六条 商法第二百八十二条の規定は、会計監査人の監査報告書について準用する。

(定時総会の招集通知への監査報告書謄本の添附)
第十七条 定時総会の招集の通知には、第十三條第一項の監査報告書の謄本及び第十四條第一項の監査報告書の謄本を添附しなければならない。

(定時総会における会計監査人の意見陳述)
第十八条 第二條の書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監査役と意見を異にするときは、会計監査人(会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行なうべき社員。次項において同じ)は、定時総会に出席して意見を述べることができる。

2 定時総会において会計監査人の出席を求める決議があつたときは、会計監査人は、定時総会に出席して意見を述べなければならない。
(商法の適用除外)
第十九条 会社については、商法第二百八十一条ノ二から第二百八十一条ノ四までの規定は、適用しない。

(資本の額が増減した場合の経過措置)
第二十条 会社の資本の額が五億円未満となつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、第二條から前条までの規定を適用する。

昭和四十九年二月二十二日 参議院會議録第十一号 商法の一部を改正する法律案外二件

時總會の終結の時まで、証券取引法適用会社でない株式会社のうち、銀行、信託会社、保険会社又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「銀行等」と総称する。）以外のものの〇で資本の額が十億円以上のもの〇については、昭和五十年一月一日前及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時總會の終結の時まで、銀行等〇については、昭和五十一年一月一日前及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時總會の〇終結の時までは、証券取引法適用会社でない株式会社に資本の額が十億円未満のものについては、別に法律で定める日及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時總會の

3 前項の規定により第二章の規定の適用を受けない株式会社がある適用を受けることとなつた場合においても、その後最初に到来する決算期に関する定時總會の終結の時までは、なお同章の規定を適用しない。

4 第三章中監査役に関する規定は、商法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第七条第一項の規定が適用される監査役については、適用しない。

審査報告書

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案
右は多数をもつて別紙の通り修正すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。
昭和四十九年二月二十一日

法務委員長 原田 立
参議院議長 河野 謙三殿

第八条、第十条、第十四条、第十七条、第二十一条、第二十五条、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条中「昭和四十八年」を「昭和四十九年」に改める。
附則中「昭和四十九年一月一日」を「公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、商法の一部を改正する法律等の施行に伴い、非訟事件手続法は三十二の関連する諸法律について、改正を要するものの整理等を一括して行なうとするもので、おおむね妥当な措置と認め、施行期日等に関し、別紙のとおり修正を行なつた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

一 現下の株式会社の実態にかんがみ、小規模の株式会社については、別個の制度を新設してその業務運営の簡素合理化を図り、大規模の株式会社については、その業務運営を厳正公正ならしめ、株主、従業員及び債権者の一層の保護を図り、併せて企業の社会的責任を全うすることができるよう、株主總會及び取締役会制度等の改革を行なうため、政府は、すみやかに所要の法律案を準備して国会に提出すること。

二 監査法人は、その社員が税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行なっている会社について、本法の監査業務を行なわないよう規制する

こと。

三 企業会計原則は、企業の財政状態及び経営成績について真実公正な財務諸表を作成公示するための基準であるから、修正については、その目的に反することのないよう配慮すること。右決議する。

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十八年七月三日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案
商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

（非訟事件手続法の一部改正）

第一条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二百六条第一項中「及び第三百七十九條第一項」を、「第二百九十三條ノ二第三項但書及び第三百七十九條第一項但書」に改める。

第三百三十二條ノ三中「第三百七十九條第一項但書（同法第四百十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を「第二百九十三條ノ二第三項但書（同法第四百十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」又ハ同法第三百七十九條第一

項但書（同法第二百九十三條ノ四第二項及び第四百十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。

第三百三十五條ノ六十一中「第三項」を削る。

（信託業法の一部改正）

第二条 信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三條ノ二中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に改める。

（銀行法の一部改正）

第三条 銀行法（昭和二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條ノ二中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に、「所屬明細書」を「附屬明細書」に改める。

（無尽業法の一部改正）

第四条 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十八條ノ二中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に改める。

（国債の価額計算に関する法律の一部改正）

第五条 国債の価額計算に関する法律（昭和七年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第一項中「財産目録」を「會計帳簿又ハ財産目録」に、「第三十四條第一項」を「第三十四條」に改める。

（商法中改正法律施行法の一部改正）

第六条 商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市及北九州市」を「東京都ノ特別区ノ存スル区域及地方自治法（昭和二

十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九
第一項ノ指定都市に改め、同条第一項を削る。
第四十九條中「財産目録、貸借対照表及損益
計算書」を「貸借対照表、損益計算書及附属明細
書」に改める。

(有限会社法の一部改正)

第七條 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)
の一部を次のように改正する。

第三十條ノ三第一項中「若ハ第四十六條第一
項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五ノ附
属明細書」を削る。

第三十三條の次に次の一条を加える。

第三十三條ノ二 監査役ハ取締役ガ社員總會ニ
提出セントスル會計ニ関スル書類ヲ調査シ社
員總會ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

監査役ハ何時ニテモ會計ノ帳簿及書類ノ閲覧
若ハ謄写ヲ爲シ又ハ取締役ニ對シ會計ニ関ス
ル報告ヲ求ムルコトヲ得

監査役ハ其ノ職務ヲ行フ爲必要アルトキハ會
社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第三十四條中「第二百七十四條」を「第二百七
十六條」に改める。

第四十一條に次のたし書を加える。
但シ同法第二百四十七條第一項及第二百四十
九條第一項但書(同法第二百五十二條及第二
百五十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム)ノ規定中監査役ニ関スル部分ハ此ノ限ニ
在ラズ

第四十三條を次のように改める。
第四十三條 取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其
ノ附属明細書ヲ作ルコトヲ要ス

一 貸借対照表
二 損益計算書
三 營業報告書

四 準備金及利益ノ配當ニ関スル議案
監査役アルトキハ取締役ハ定時總會ノ会日ヨ
リ五週間前ニ前項各号ニ掲グル書類ヲ、三週
間前ニ其ノ附属明細書ヲ監査役ニ提出スルコ
トヲ要ス

監査役ハ前項ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ四週
間内ニ監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ
要ス
第四十四條ノ二第二項後段を次のように改め
る。

此ノ場合ニ於テハ第四十三條第一項ノ規定ニ
拘ラズ附属明細書ハ之ヲ作ルコトヲ要セス

第四十六條第一項中「第二百八十五條」の下に
「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四」
を加え、「乃至第二百八十八條ノ二」を「第二
百八十八條、第二百八十八條ノ二第一項第三
項」に改め、「第二百九十三條ノ五」を削る。

第五十八條に次のたし書を加える。
但シ同法第三百八十條第二項ノ規定中監査役
ニ関スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十三條に次のたし書を加える。
但シ同法第四百十五條ノ規定中監査役ニ関ス
ル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十五條第一項に次のたし書を加える。
但シ同法第四百二十八條第二項ノ規定中監査
役ニ関スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十五條第二項中「第三十一條ノ二」の下に
「第三十三條ノ二」を加え、「第二百七十四條
乃至」、「第二百八十二條、第二百八十三條第
一項」及び「第二百九十三條ノ五」を削る。

第八十五條第一項第十号中「商法第三十二條
第一項ノ帳簿又ハ第四十六條第一項ニ於テ準用
スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附属明細
書」を「會計帳簿、第四十三條第一項ノ附属明細
書、第七十五條第一項ニ於テ準用スル商法第四
百二十條第一項ノ附属明細書又ハ監査報告書」
に改め、同項第十一号中「監査役ノ報告書又ハ
第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九
十三條ノ五第一項ノ附属明細書」を「監査報告
書、第四十三條第一項ノ附属明細書又ハ第七十
五條第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十條第
一項ノ附属明細書」に改め、同項第十三号中「第
二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第

項第三項」に改める。
(有限会社法の一部改正に伴フ経過措置)
第八條 前條の規定による有限会社法の一部改正
に伴フ経過措置については、商法の一部を改正
する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第
二條、第三條及び第七條第一項の規定の例によ
る。

(保險業法の一部改正)
第九條 保險業法(昭和十四年法律第四十一号)の
一部を次のように改正する。

第十五條ノ二第一項中「九十日」を「四月」に改
め、同條第二項中「九十日ヲ超エザル日以内」を
「四月ヲ超エザル期間内」に改める。

第十六條第一項中「利益ノ配當」の下に「又ハ
商法第二百九十三條ノ五第一項ノ金銭ノ分配」
を加える。

第六十二條中「第二百五十六條第三項」を削
り、同條ただし書中「社員」の下に「トシ同法第
二百七十五條ノ四中第二百六十七條第一項トア
ルハ之ヲ保險業法第五十七條第一項」を加え
る。

第六十七條第一項中「第二百八十五條」の下に
「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四」
を加え、「第二百九十三條ノ五第一項第三項」
を削り、「第二百九十五條」の下に「並ニ株式會
社の監査等に関する商法の特例に関する法律第
二章」を加え、同項に次のたし書を加える。

但シ株式会社社の監査等に関する商法の特例に
関する法律第二條、第二十條及第二十一條中
資本ノ額トアルハ之ヲ基金ノ總額トス
第六十七條第二項中「第二百九十三條ノ五第
一項」を「第二百八十一條第一項」に改める。

第七十七條中「第二百六十一條ノ二」を「第二
百六十一條」に、「乃至第二百七十六條、第二百
七十八條、第二百八十二條乃至第二百八十四
條、第二百九十三條ノ五第一項第三項」を「第
二百七十四條ノ二、第二百七十五條、第二百七
十五條ノ二、第二百七十五條ノ四、第二百七十

六條、第二百七十八條、第二百八十三條第三
項、第二百八十四條」に改める。
第八十二條中「財産目録、」を削る。
第八十八條第二項中「第三十三條第四項」を
「第三十三條第五項」に改める。
第四百四十四條第一項中「検査役」の下に「、会
計監査人」を加える。

第五百五十二條中「検査役」の下に「、會計監査
人若ハ其ノ職務ヲ行フベキ社員」を加え、同條
第十三号中「帳簿、第六十七條若ハ第七十七條
ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項
ノ附属明細書」を「會計帳簿、第六十七條第一項
ニ於テ準用スル商法第二百八十一條第一項若ハ
第七十七條ニ於テ準用スル商法第四百二十條第
一項ノ附属明細書若ハ監査報告書」に改め、同
條第十四号中「第六十七條及第七十七條」を「第
六十七條第一項」に、「若ハ第二百九十三條ノ五
第一項若ハ第七十三條第一項」を、「第七十三條
第一項」に改め、「第四百八十八條ノ二」の下に「若ハ
第七十七條ニ於テ準用スル商法第四百二十條第
三項」を加える。

(保險業法の一部改正に伴フ経過措置)
第十條 前條の規定による保險業法の一部改正に
伴フ経過措置については、商法の一部を改正す
る法律附則第二條、第三條及び第六條から第九
條までの規定並びに株式会社社の監査等に関する
商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第
号)附則第二項中同項の銀行等に関する
規定の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律の一部改正)
第十一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に
関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一
部を次のように改正する。

第十條第二項中「三箇月以内」を「三箇月以内」
に改める。
(会社法の配當する利益又は利息の支払に関する
法律の一部改正)

第六十七條第一項中「第二百八十五條」の下に
「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四」
を加え、「第二百九十三條ノ五第一項第三項」
を削り、「第二百九十五條」の下に「並ニ株式會
社の監査等に関する商法の特例に関する法律第
二章」を加え、同項に次のたし書を加える。

但シ株式会社社の監査等に関する商法の特例に
関する法律第二條、第二十條及第二十一條中
資本ノ額トアルハ之ヲ基金ノ總額トス
第六十七條第二項中「第二百九十三條ノ五第
一項」を「第二百八十一條第一項」に改める。

第七十七條中「第二百六十一條ノ二」を「第二
百六十一條」に、「乃至第二百七十六條、第二百
七十八條、第二百八十二條乃至第二百八十四
條、第二百九十三條ノ五第一項第三項」を「第
二百七十四條ノ二、第二百七十五條、第二百七
十五條ノ二、第二百七十五條ノ四、第二百七十

六條、第二百七十八條、第二百八十三條第三
項、第二百八十四條」に改める。
第八十二條中「財産目録、」を削る。
第八十八條第二項中「第三十三條第四項」を
「第三十三條第五項」に改める。
第四百四十四條第一項中「検査役」の下に「、会
計監査人」を加える。

第五百五十二條中「検査役」の下に「、會計監査
人若ハ其ノ職務ヲ行フベキ社員」を加え、同條
第十三号中「帳簿、第六十七條若ハ第七十七條
ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項
ノ附属明細書」を「會計帳簿、第六十七條第一項
ニ於テ準用スル商法第二百八十一條第一項若ハ
第七十七條ニ於テ準用スル商法第四百二十條第
一項ノ附属明細書若ハ監査報告書」に改め、同
條第十四号中「第六十七條及第七十七條」を「第
六十七條第一項」に、「若ハ第二百九十三條ノ五
第一項若ハ第七十三條第一項」を、「第七十三條
第一項」に改め、「第四百八十八條ノ二」の下に「若ハ
第七十七條ニ於テ準用スル商法第四百二十條第
三項」を加える。

(保險業法の一部改正に伴フ経過措置)
第十條 前條の規定による保險業法の一部改正に
伴フ経過措置については、商法の一部を改正す
る法律附則第二條、第三條及び第六條から第九
條までの規定並びに株式会社社の監査等に関する
商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第
号)附則第二項中同項の銀行等に関する
規定の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律の一部改正)
第十一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に
関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一
部を次のように改正する。

第十條第二項中「三箇月以内」を「三箇月以内」
に改める。
(会社法の配當する利益又は利息の支払に関する
法律の一部改正)

第六十七條第一項中「第二百八十五條」の下に
「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四」
を加え、「第二百九十三條ノ五第一項第三項」
を削り、「第二百九十五條」の下に「並ニ株式會
社の監査等に関する商法の特例に関する法律第
二章」を加え、同項に次のたし書を加える。

但シ株式会社社の監査等に関する商法の特例に
関する法律第二條、第二十條及第二十一條中
資本ノ額トアルハ之ヲ基金ノ總額トス
第六十七條第二項中「第二百九十三條ノ五第
一項」を「第二百八十一條第一項」に改める。

第七十七條中「第二百六十一條ノ二」を「第二
百六十一條」に、「乃至第二百七十六條、第二百
七十八條、第二百八十二條乃至第二百八十四
條、第二百九十三條ノ五第一項第三項」を「第
二百七十四條ノ二、第二百七十五條、第二百七
十五條ノ二、第二百七十五條ノ四、第二百七十

六條、第二百七十八條、第二百八十三條第三
項、第二百八十四條」に改める。
第八十二條中「財産目録、」を削る。
第八十八條第二項中「第三十三條第四項」を
「第三十三條第五項」に改める。
第四百四十四條第一項中「検査役」の下に「、会
計監査人」を加える。

第五百五十二條中「検査役」の下に「、會計監査
人若ハ其ノ職務ヲ行フベキ社員」を加え、同條
第十三号中「帳簿、第六十七條若ハ第七十七條
ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項
ノ附属明細書」を「會計帳簿、第六十七條第一項
ニ於テ準用スル商法第二百八十一條第一項若ハ
第七十七條ニ於テ準用スル商法第四百二十條第
一項ノ附属明細書若ハ監査報告書」に改め、同
條第十四号中「第六十七條及第七十七條」を「第
六十七條第一項」に、「若ハ第二百九十三條ノ五
第一項若ハ第七十三條第一項」を、「第七十三條
第一項」に改め、「第四百八十八條ノ二」の下に「若ハ
第七十七條ニ於テ準用スル商法第四百二十條第
三項」を加える。

昭和四十九年二月二十二日 参議院會議録第十一号 商法の一部を改正する法律案外二件

第十二条 会社の配当する利益又は利息の支払に
関する法律(昭和二十三年法律第六十四号)の一
部を次のように改正する。
本則に次の一項を加える。

4 前三項の規定の適用については、商法第二
百九十三条ノ五第一項の規定により分配する
金銭は、会社がその株主に配当する利益とみ
なす。

(公認会計士法の一部改正)

第十三条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百
三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「左の」を「次の」に、「行
つて」を「行なつて」に改め、同項第一号中「そ
他の団体」を「その他の者に改め、同項第二号
中「その他公認会計士が著しい利害関係を有し、
又は過去一年以内に著しい利害関係を有した会
社その他の者」を削り、同項に次の一号を加え
る。

三 前二号に定めるもののほか、公認会計士
が著しい利害関係を有する会社その他の者
の財務書類

第二十四条第二項を同条第三項とし、同条第
一項の次に次の一項を加える。

2 前項第三号の著しい利害関係とは、公認会
計士又はその配偶者が会社その他の者との間
にその者の営業、経理その他に就いて有する
関係で、公認会計士の行なう第二号第一項の
業務の公正を確保するため業務の制限をする
ことが必要かつ適当であるとして政令で定め
るものをいう。

第三十四条の十一第一項第二号中「又はその
社員が著しい利害関係を有し、又は過去一年以
内に著しい利害関係を有した」を「著しい利害
関係を有する」に改め、同条第二項中「大蔵大臣
が」を削り、「必要かつ適当と認めて大蔵省令で
定める」を「業務の制限をすることが必要かつ適
当であるとして政令で定める」に改め、同条第
三項中「第二十四条」を「第二十四条第一項又は

第三項」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年
法律第八十一号)の一部を次のように改正す
る。

第二十七条第六項中「の規定の下に」(これら
の規定中監査役に係る部分を除く。を加える。
第三十二条中「第四百二十八条」の下に「(監査
役に係る部分を除く。を加える。

第四十二条中「並びに商法」を「商法」に、「第
二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第
二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二
百六十二条(株主の差止請求権)」の下に「並びに株
式会社の監査等に関する商法の特例に関する法
律(昭和四十八年法律第 号)第二十四条第
一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えに
つての会社代表)」を加え、「第二百七十四条
(報告を求め調査をなす権限)及び」を削り、「第
二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)」
の下に「株式会社の監査等に関する商法の特例
に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報
告を求め調査をする権限)」を、「第二百五十九
条ノ三まで」の下に「(第二百五十九条ノ二及び
第二百五十九条ノ三)中監査役に係る部分を除
く。」を加え、「第二百六十条ノ三(取締役会の
議事録)」を「第二百六十条ノ四(監査役に係る部
分を除く。)(取締役会の議事録)」に改める。

第五十四条中「規定」の下に「(これらの規定中
監査役に係る部分を除く。を加える。
第五十七条第三項中「第三百八十条」の下に
「(監査役に係る部分を除く。を加える。
第六十九条中「第四百八条」の下に「、第四
百九条、第四百二十一条を加え、及び第四
百二十七条を、並びに第四百二十七条に、及び
第四百三十八条ノ三」を、並びに第四百三十八条ノ
三に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百
五十九条ノ三まで」の下に「(第二百五十九条ノ
二及び第二百五十九条ノ三)中監査役に係る部分

を除く。」を加え、「第二百六十条ノ三から第二
百六十一条ノ二まで(取締役会の議事録及び会
社代表)」を「第二百六十条ノ四(監査役に係る部
分を除く。)(取締役会の議事録、第二百六十一
条(代表取締役)」に改め、「第二百八十四条(取
締役及び監査役の責任の解除)」の下に「並びに
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する
法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締
役との間の訴えについての会社代表)」を、「こ
の場合において」の下に「、第四十条第一項中
「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計
算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とある
のは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と
を加える。
第一百五條第五号中「第二百六十条ノ三」を
「第二百六十条ノ四」に改め、同条第八号の二
中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社の監
査等に関する商法の特例に関する法律第二十二
條第二項に改め、同条第九号中「商法第二百七
十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商
法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改
める。

(資産再評価法の一部改正)

第十五条 資産再評価法(昭和二十五年法律第百
十号)の一部を次のように改正する。

第九十八條第一項中「財産目録」を「会計帳簿
又は財産目録」に改め、「第二百八十五條ノ三」
を削り、同条第二項中「第三十四條第二項」を「第
三十四條」に改め、「第二百八十五條ノ三」を
削る。

(外資に関する法律の一部改正)

第十六条 外資に関する法律(昭和二十五年法律
第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「配当金」の下に「及び
商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十
三条ノ五第一項の規定により分配する金銭」を
加え、同項第七号中「(明治三十二年法律第四
十八号)」を削る。

一三〇

第八條第二項第四号ハ中「第三百七十九條第
一項」を「第二百八十条ノ九ノ二第五項の規定に
より株主に交付される金銭、同法第二百九十三
条ノ二第三項(同法第二百九十三条ノ三第三項
において準用する場合を含む。若しくは同法第
三百七十九條第一項に、「第三百七十九條第三
項」を「第二百九十三条ノ四第二項、第三百七
十九條第三項」に改める。
(船主相互保険組合法の一部改正)

第十七條 船主相互保険組合法(昭和二十五年法
律第七十七号)の一部を次のように改正す
る。

第十五條第七項及び第三十四條中「規定」の
下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除
く。を加える。
第四十條中「第二百七十四條及び第二百七十
五條(監査役の監査権限等)並びに」を削り、
「第二百七十八條(監査役の責任)」の下に「並び
に株式会社の監査等に関する商法の特例に関す
る法律(昭和四十八年法律第 号)第二十
二條第一項から第三項まで(監査役の職務及び
権限)」を加え、「同法第三十八條第一項」を「商
法第三十八條第一項」に改める。

第四十四條第一項前段を次のように改める。
商法第三十四條第二号(固定資産の評価)、
第二百八十一條(計算書類の作成)、第二百八
十二條(計算書類の公示)、第二百八十三條第
一項及び第三項(計算書類の承認及び公告)、
第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の
解除)、第二百八十五條ノ二及び第二百八十
五條ノ四から第二百八十五條ノ六まで(財産
評価に関する特則)、第二百九十三條ノ六及
び第二百九十三條ノ七(株主の帳簿閲覧権)並
びに株式会社の監査等に関する商法の特例に
関する法律第二十三條(計算書類及び監査報
告書の提出期限)の規定は、組合の計算に準
用する。

第四十四條第一項後段中「第二百八十一條第

五号」を「第二百八十一条第二号中「貸借対照表」とあるのは「財産目録及び貸借対照表」と、同項第四号」に改める。

第四十八條第一項中「船主相互保險組合法第四十五條第一項第四号」との下に、「同法第四百二十條第一項及び第五項中「貸借対照表及事務報告書」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」とを加え、同条第二項中「第二百七十四條及び第二百七十五條（監査役の監査権限等）」を削り、「第二百八十二條から第二百八十四條まで（計算書類の作成等）」並びに第二百九十三條ノ五から第二百九十三條ノ七まで（計算書類附屬明細書の備置、公示等）」を「第二百八十三條第三項（計算書類の公示）、第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）、第二百九十三條ノ六及び第二百九十三條ノ七（株主の帳簿閲覧権）並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第一項から第三項まで（監査役の職務及び権限）」に改める。

第六十條第十号中「又は第四十八條第二項」を削り、「若しくは第二百九十三條ノ五第一項」を「又は第四十八條第一項において準用する商法第四百二十條第三項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第一項又は」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、「若しくは第四十八條第二項」及び「第二百九十三條ノ五第三項」を削り、「第二百九十三條ノ六第一項」の下に、「第四十八條第一項において準用する商法第四百二十條第四項又は第四十八條第二項において準用する商法第二百九十三條ノ六第一項」を加え、同条第十三号中「若しくは第四十八條第二項において準用する商法第二百九十三條ノ五第二項の規定に違反して」を「において準用する商法第二百八十一條第一項又は第四十八條第一項において準用する商法第四百二十條第一項の」に改める。

（船主相互保險組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十八條 前条の規定による船主相互保險組合法の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第三條の規定の例による。

（商品取引所法の一部改正）

第十九條 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九號）の一部を次のように改正する。

第五十六條の二第四項を削る。

第七十六條前段を次のように改める。

商法第三十四條第二号、第二百八十二條、第二百八十三條第一項及び第三項、第二百八十四條、第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四から第二百八十五條ノ六まで並びに第二百八十七條ノ二（会社の計算）の規定は、取引所の計算について準用する。

第七十六條後段中「前条二掲グル書類」を「第二百八十一條第一項ノ書類」に、「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改める。

第一百條第一項中「第四百十八條の下に、第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に改め、同条第二項中「及び第七十五條」を「並びに第七十五條」に、「及び第二百八十二條から第二百八十四條まで」を「第二百八十二條、第二百八十三條第一項及び第三項並びに第二百八十四條」に改め、「この場合において」の下に、「第七十五條中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」とを加え、「前条二掲グル書類」を「第二百八十一條第一項ノ書類」に、「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改める。

第五十九條第四号中「頒布するを目的」を「頒布する目的」に改める。

（旧株式会社の再評價積立金の資本組入に関する法律の一部改正）

第二十條 旧株式会社の再評價積立金の資本組入に関する法律（昭和二十六年法律第四百三十三號）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「資本準備金とみなして、同条第二項及び第三項の規定を適用する」を「資本準備金とみなす」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第二十一條 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八號）の一部を次のように改正する。

第二十四條第六項中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く）」を加える。

第二十八條中「第四百二十八條」の下に「（監査役に係る部分を除く）」を加える。

第三十九條中「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十二條（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第 号）」

第二十四條第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴訟）についての会社代表」を加え、「第二百七十四條（報告を求め調査をする権限）及び」を削り、「第二百七十八條（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）を加え、「第二百六十條ノ三まで（取締役会）」を「第二百六十條ノ二まで（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く）」（取締役会及び第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く））（取締役会の議事録）」に改める。

第四十九條中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く）」を加える。

第六十四條中「第四百七十七條から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一條から」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「第四百二十二條」を「及び第四十二條」に、「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一條ノ二まで（取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表）」を「第二百六十條ノ二まで（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く）」（取締役会、第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く））（取締役会の議事録）」に改め、「第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴訟）についての会社代表」を、「この場合において」の下に、「第三十七條第一項中「業務報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加え、「第六十四條において準用する」を「第六十四條ニ於て準用スル」に改める。

第九十一條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第九号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

（森林法の一部改正）

第二十二條 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九號）の一部を次のように改正する。

第二百二十二條中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に関する部分を除く）」を加える。

昭和四十九年二月二十二日 参議院會議録第十一号 商法の一部を改正する法律案外二件

らの規定中監査役に関する部分を除く。」を加える。

(会社更生法の一部改正)

第二十三条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「又は利益若しくは利息の配当」を「利益若しくは利息の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配」に改める。

第七十八条第二項及び第七十八条第二項中「第二百八十五条ノ二」を「第三十四条第二号、第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四」に改める。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第二十四条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「又ハ取締役」、「理事又ハ監事」及び「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」とを削る。

第三十三條中「第二百五十九條ノ三」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第三十九條中「又ハ取締役」とあるのは「理事又ハ監事」とを削る。

第五十七條第一項中「又ハ取締役」とあるのは「理事又ハ監事」と及び「同法第二百四十九條第一項但書」中「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」とを削る。

第五十八條第一項中「第四百七十七條から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一條から」を加え、「及び第四百二十九條」を「並びに第四百二十九條」に、「及び第四十一條並びに」を「並びに第四十一條」に改め、「第二百五十九條

ノ三」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に改め、「同法第四百二十條中「貸借対照表」とあるのは「収支計算書」とを削り、同条第二項後段を削る。

第一百六条第六号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改める。

(塩業組合法の一部改正)

第二十五条 塩業組合法(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第七項中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第三十一條中「第四百二十八條の下に」(監査役に係る部分を除く。))を加える。

第四十五條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を「商法第二百五十四條ノ二に、第二百五十六條から第二百五十二條まで」を「第二百五十六條、第二百五十二條」に改め、「第二百五十二條(株主の差止請求権)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をなす権限)及び」を「商法に改め、第二百五十八條(取締役と監査役との連帯責任)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を、「第二百五十九條ノ三」まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」(取締役会の議事録)に改める。

第五十七條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十九條第三項中「第三百八十條」の下に「監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第七十條中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三」まで」の下に「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」から「第二百六十一條ノ二」まで(取締役会の議事録及び会社代表)を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。))(取締役会の議事録、第二百六十一條(代表取締役)に改め、「第二百七十四條第一項(報告を求める権限)」を削り、「第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項(報告を求める権限)並びに第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を、「この場合において」の下に「第四百二十二條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加える。

第八十條第六号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(商工會議所法の一部改正)

第二十六條 商工會議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第八項中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第三十一條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

十六條第四項中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第二十七條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第七項中「第二百四十七條及び第二百四十八條中「第四百二十八條」の下に」(監査役に係る部分を除く。))を加える。

第四十二條中「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十二條(株主の差止請求権)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「第二百七十四條(報告を求める権限)及び」を削り、「第二百五十八條(取締役と監査役との連帯責任)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求める調査をする権限)」を加え、「第二百五十九條ノ三」まで」を「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」に改める。

第五十四條中「第二百四十七條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十七條第三項中「第二百四十九條」を「監査役に係る部分及び第二百四十九條」に改める。

第六十八條中「第四百七十七條から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一條から」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「商法」を「商法」に、「第二百六十一條ノ二」まで(取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表)を「第二百六十條ノ二」まで(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。))(取締役会、第二百六十

条ノ四監査役に係る部分を除く。(取締役会の議事録、第二百六十一条(代表取締役)に改め、「第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の下に並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を、「この場合において」の下に「第三十九条第一項中「業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」とを加える。

第二百一十号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項に改める。
(内航海運組合法の一部改正)

第二百八条 内航海運組合法(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第三十号中「商法(明治三十二年法律第四十八号)」を並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)に改め、「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第四十一条中「並びに商法」を、「商法」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条に改め、「第二百七十二条」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四条第一項及び第二項」を加え、「第二百七十四条及び」を削り、「第二百七十八条」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項」を加え、「及び第二百六十条ノ三」を「第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。」及び第二百六十条ノ四(監査役に係る部分を除く。に改める。

第五十条中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第五十五条中「第四百七条から」の下に「第四百九条まで、第四百二十一條から」を加え、「及び第四百二十七条」を並びに第四百二十七条に、「及び第四百三十八条ノ三」を並びに第四百三十八条ノ三に、「第三十四条」を「第三十四条」に、「並びに商法」を、「商法」に、「第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで」を「第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。」第二百六十条ノ四(監査役に係る部分を除く。に改め、「及び第二百八十四条」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項」を、「この場合には」の下に「第三十八條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加え、「と、商法」と、同法に改める。

第七十四條第七号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第十一号及び第十二号中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十三号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。
(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第二十九条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第六項中「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。
第二十七条中「第四百二十八条」の下に「(監査役に係る部分を除く。を加える。
第三十九条中「並びに商法第二百五十四条ノ二」を、「商法の一部を改正する法律案外二件

二」を、「商法第二百五十四条ノ二」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条に改め、「第二百七十二条株主の差止請求権」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四条第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を加え、「並びに商法第二百七十四条(報告を求め調査をする権限)及び」を「商法に改め、「第二百七十八条(監査役と取締役との連帯責任)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を加え、「同法第二百三十九條第五項」を「商法第二百三十九條第五項」に改め、「第二百五十九條ノ三」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。を加え、「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四(監査役に係る部分を除く。に改める。

第四十八條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。
第四十九條の三第三項中「第三百八十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。を加える。
第五十二條中「第四百八十八條」の下に「第四百九條、第四百二十一條を加え、「及び第四百二十七條」を並びに第四百二十七條に、「及び第四百三十八條ノ三」を並びに第四百三十八條ノ三に、「並びに商法」を、「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。を加え、「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四(監査役に係る部分を除く。に改める。

第四十八條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。
第四十九條の三第三項中「第三百八十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。を加える。
第五十二條中「第四百八十八條」の下に「第四百九條、第四百二十一條を加え、「及び第四百二十七條」を並びに第四百二十七條に、「及び第四百三十八條ノ三」を並びに第四百三十八條ノ三に、「並びに商法」を、「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。を加え、「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四(監査役に係る部分を除く。に改める。

第二十三条第六項中「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。
第二十七条中「第四百二十八条」の下に「(監査役に係る部分を除く。を加える。
第三十九条中「並びに商法第二百五十四条ノ二」を、「商法の一部を改正する法律案外二件

る法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を、「この場合において」の下に、第三十六條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加える。

第七十條第五号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第九号中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項に改め、同条第十号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項に改める。
(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第三十條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第五條の二十三第三項中「第二百五十六條の三、第二百五十六條の四」を「第二百五十六條ノ三」に改める。
(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 前條の規定による中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第五條の規定の例による。
(商工会の組織等に関する法律の一部改正)

昭和四十九年二月二十二日 参議院會議録第十一号 商法の一部を改正する法律案外二件

年法律第百十号)の一部を次のように改正する。
第十八条第六項及び第四十三条中「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

(漁業生産調整組合法の一部改正)

第三十四条 漁業生産調整組合法（昭和三十六年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第六項中「の規定の下に」(これらの規定中監査役に係る部分を除く。を加える。
第三十六条中「第四百二十八条の下に」(監査役に係る部分を除く。を加える。

第五十一条中「並びに商法第二百五十四条ノ二」を、「商法第二百五十四条ノ二」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を、「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条(株主の差止請求権)」の下に「並びに株式会社
社の監査等に関する 商法の 特例に関する 法律
(昭和四十八年法律第 号)第二百四十四条第一

項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「並びに商法第二百七十四条（報告を求め調査をする権限）及び「商法」に改め、「第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を加え、「同法第二百三十九條第五項」を

「商法第二百三十九條第五項」に改め、「第二百三十九條ノ三」の下に「(第二百三十九條ノ二及び第二百三十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に改める。

第六十条中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第六十四条中「第四百十八条」の下に「、第四百十九條、第四百二十一条」を加え、「及び第四百二十七条」を、並びに第四百二十七条に、「及び

び第百三十八条ノ三」を、並びに第百三十八条ノ三に、「並びに商法」を、「商法」に改め、「第二百五十九条ノ三まで」の下に、「(第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監督役に係る部

分を除く。』を加え、『第二百六十条ノ三から第
二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録及び
会社代表）を、『第二百六十条ノ四（監査役に係る
部分を除く。）（取締役会の議事録）、第二百六十
一条（代表取締役）に改め、『第二百八十四条
（取締役及び監査役の責任の解除）の下に』並び
に株式会社の監査等に関する商法の特例に關す
る法律第二十四条第一項及び第二項（会社と取

締役との間の訴えについての会社代表」を加え、「同法第二百五十八條第二項」を「第四十八條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百五十八條第二項」に改める。

第九十六條第五号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四条第一項を、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項に、同条第十一号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。
(商店街振興組合法の一部改正)

第三十五条 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第六項中「の規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第四十一条中「第四百二十八条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十六条中「並びに商法第二百五十四条ノ二」を、商法第二百五十四条ノ二に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条に改め、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式

会社の監査等に関する商法の特例に関する法律
(昭和四十八年法律第 号)第二十四条第一
項及び第二項(会社と取締役との間の訴えにつ
いての会社代表)を加え、「並びに商法第二百

七十四条(報告を求め調査をなす権限)及び」を「「商法」に改め、「第二百七十八条取締役と監査役との連帯責任」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を、「第二百五十九条ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加へ、「第二百

第六十條ノ三〔取締役会の議事録〕を第二百六十條ノ四〔監査役に係る部分を除く。〕〔取締役会の議事録〕に改める。

第六十五條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第六十七條第三項中「第三百八十條」の下に「〔監査役に係る部分を除く。〕」を加える。

第七十八条中「第四百十八条」の下に、「第四百十九条、第四百二十一条」を加え、「及び第四百二十七条」を、並びに第四百二十七条に、「及び第四百三十八条ノ三」を、並びに第四百三十八条ノ三に、「並びに商法」を、商法に改め、「第二百五十九条ノ三まで」の下に「(第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十条ノ三から第

二百六十一条ノニまで（取締役会の議事録及び会社代表）を「第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く）」（取締役会の議事録、第二百六十一条（代表取締役）」に改め、「第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に」並びに株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する

る法律第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）を、「この場合において」の下に、「第五十三条第一項中の「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とある

のは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加える。

第九十三条第六号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第十一号中

「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同條第十二号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

（商業登記法の一部改正）

第三十六條 商業登記法（昭和三十八年法律第百

二十五号)の一部を次のように改正する。
第八十六条中「次条第二号」を「第八十七条第二号」に改める。
第九十一条の次に次の一条を加える。
(職権による解散の登記)
第九十一条の二 商法第四百六条ノ三第一項の規定による解散の登記は、登記官が、職権で

しななければならない。

2 登記官は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、解散の登記をしなければならない。

(真珠養殖等調整暫定措置法の一部改正)

第三十七条 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四

第十四法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第六項中「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第五十五条中「並びに商法第二百五十四条ノ

「二」を、「商法第二百五十四条ノ二に、「第二百六十一一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二條（株主の差止請求權）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する

法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四

条第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を加え、「並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をする権限及び)を、「商法」に改め、「第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)を加え、「同法第二百三十九條第五項」を「商法第二百三十九條第五項」に改め、「第二百五十九條ノ三」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く)を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く)」に改める。

第六十四條中規定の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く)を加える。

第七十三條中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く)を加え、「第二百六十條ノ三」から「第二百六十一條ノ二」まで(取締役会の議事録及び会社代表)を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く)に改め、「第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を加え、「同法第二百五十八條第二項」を「第五十二條第一項中事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照

表」と、商法第二百五十八條第二項に改める。

第一百六條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八條 この法律の施行前にした行為及び商法の一部を改正する法律附則の規定の例により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。ただし、第一條、第六條中商法中改正法律施行法第五條の改正規定、第十六條中外資に関する法律第八條第二項第四号への改正規定、第三十條、第三十一條及び第三十六條の規定は、公布の日から施行する。

〔原田立君登壇、拍手〕

○原田立君 ただいま議題となりました三法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、商法の一部を改正する法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、株式会社の運営の適正と安定をはかり、資金の調達を容易にするとともに株主の利益を保護する等のため、監査役は、会計監査のほか業務監査をも行なうものとし、このために監査役が取締役会出席権、取締役の違法行為の差し止め請求権等を与えること等により、株式会社の監査制度の充実をはかり、その他、累積投票制度、転換社債の発行及びいわゆる有償無償負担き合わせ増資に関する改正を行ない、また、中間

配当制度の新設、いわゆる休眠会社の整理及び商業帳簿の制度を合理化する等の措置を講じようとするものであります。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案は、資本金五億円以上の株式会社について、その計算書類について定時株主総会前に会計監査人の監査を受けることとし、資本金一億円以下の株式会社については、その実情にかんがみ、監査役は会計監査のみを行なうものとし、監査報告書の記載事項を定め、それぞれ改正後の商法の特例を設けようとするものであります。

また、衆議院において、会計監査人の欠格事由及び適用日等について修正が行なわれました。次に、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、商法の一部を改正する法律等の施行に伴い、三十三の関連する諸法律について、改正を要するものの整理等を一括して行なうとするものであります。

以上三法案は、昨年の第七十一回国会に提案され、審査が重ねられましたが、議するに至らず、本院において継続審査となつていたものであります。

先国会より当委員会においては、監査役の組織化と権限強化の徹底、監査役の任免及び適材登用の方法、会計監査人の地位の独立、中間配当制度、累積投票制度並びに転換社債の新規発行方法の利害得失、商業帳簿作成の目的と必要性、公正なる会計慣行のしんしゃくの意義等、広範多岐にわたる質疑が重ねられたほか、参考人の意見を聴取する等、慎重に審査を行ないましたが、それらの詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了した後、三法案に対し、後藤委員より、小規模商人は損益計算書を作成することを要しないものとすること、子会社は正当な理由があるときは親会社の監査役等の調査を拒むことができること、取締役の違法行為の差し止めの仮処分には保証を立てることを要しないこと等を内容とする修正案が提案されました。

次いで、三法案並びに修正案について討論に入りましたところ、日本社会党を代表して佐々木委員、公明党を代表して矢追委員、日本共産党を代表して春日委員によりそれぞれ反対、自由民主党を代表して棚田委員より賛成の意見が表明されました。

討論を終局し、三法案について順次採決の結果、これら三法案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、三法案はいずれも多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、三法案につきましては、政府は、株主総会及び取締役会制度をすみやかに改正すること、監査法人と被監査会社との特別利害関係について適正な規制を加えること及び企業会計原則の修正についてはその目的に反しないよう配慮することの内容とする自民、社会、公明の三党共同提案にかかる附帯決議案が佐々木委員より提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告いたします(拍手)

○議長(河野謙三君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の委員長報告はいずれも修正議決報告でございます。

三案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、三案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 船舶職員法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長宮

昭和四十九年二月二十二日 参議院會議録第十一号 船舶職員法の一部を改正する法律案

崎正雄君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

船舶職員法の一部を改正する法律案
第七十一回国会において本院で継続審査をした
右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付
する。
昭和四十九年二月十四日
参議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

船舶職員法の一部を改正する法律案

船舶職員法の一部を改正する法律

船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

(小字及び一は衆議院修正)

目次中「第三章 船舶職員(第十八条、第二十三条)を」第三章 船舶職員(第十八条、第二十三条)を

第二十三条の二「第二十三条の十四」に、「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める。

第二十条第一項第一号を削り、同項第二号中「又は主としてるかいを削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第五条第一項中「小型船舶操縦士」を削り、「丙種機関士」を「一級小型船舶操縦士」に改め、同条に次

「丙種機関士」
一級小型船舶操縦士
二級小型船舶操縦士
三級小型船舶操縦士
四級小型船舶操縦士

の三項を加える。

3 運輸大臣は、一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士、三級小型船舶操縦士及び四級小型船舶操縦士(以下「小型船舶操縦士」といふ。)の資格についての免許につき、運輸省令で定めるところに

より、免許を受ける者の身体の障害その他の状態〇に於て、船長として乗り組む船舶の操舵設備その他の設備〇についての限定をすることが出来る。
〇又は航行する区域及び推進機関の馬力
〇又は操縦の技能

4 前項の規定による〇限定は、小型船舶操縦士の資格についての免許を与える場合にするほか、その免許を受けている者の申請又は職権により、検査を行なつて、新たに附加し、変更し、又は解除することが出来る。

5 この法律の規定の適用における第一項の資格の上級及び下級の別は、別表第五に定めるところによる。

第六条第一項第一号を次のように改める。

一 左に掲げる区分に応じ、それぞれ左に掲げる年齢に満たない者

イ 四級小型船舶操縦士 十六歳

ロ 一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士及び三級小型船舶操縦士 十八歳

ハ 小型船舶操縦士以外の資格 二十歳
〇第一項本文第五号第二項の下に若しくは第三項を、「機関の種類」の下に若しくは航行する区域及び推進機関の馬力を加え、同条

第十二条中「同条第二項の下に又は第三項を」、「免許について船舶の機関の種類」の下に又は航行する区域及び推進機関の馬力を加え、「資格別且つ船舶の機関の種類別」を「資格別かつ船舶の機関の種類別又は資格別かつ船舶の航行する区域及び推進機関の馬力の別」に改める。

第十三条第二項中「及び學術試験」を、「学科試験及び実技試験(小型船舶操縦士の資格についての試験に限る。)」に改める。

第十三条の二の見出し中「學術試験」を「試験」に改め、同条第一項中「學術試験」を「学科試験又は実技試験」に改め、同条第二項中「資格」を「資格(小型船舶操縦士の資格を除く。)」に、「學術試験」を「学科試験」に改め、同条第三項中「學術試験」を「学科試験」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 丙種航海士又は丙種機関士の資格について試験を受ける者が小型船舶操縦士の資格の海技従事者である場合及び小型船舶操縦士の資格について試験を受ける者が丙種航海士若しくは丙種機関士又はこれらの資格より上級の資格の海技従事者である場合には、運輸省令で定めるところにより、学科試験の一部を免除することが出来る。

4 小型船舶操縦士の資格について試験を受ける者がその受ける試験に係る資格より下級の資格の海技従事者である場合には、運輸省令で定めるところにより、学科試験の一部又は実技試験の全部若しくは一部を免除することが出来る。

5 小型船舶操縦士の資格について試験を受ける者が運輸省令で定める乗船履歴を有する者である場合には、運輸省令で定めるところにより、実技試験の全部又は一部を免除することが出来る。

第十四条第一項中「試験」の下に「(小型船舶操縦士の資格についての試験を除く。)」を加え、「學術試験」を「学科試験」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十八条第二項中「第五号第二項の規定によりその免許について船舶の機関の種類を」その免許に

ついて第五号第二項の規定による船舶の機関の種類についての限定又は同条第三項の規定による船舶の設備に、「機関の船舶」を「機関又はその限定をされた設備を有する船舶」に改め、同条第三項を削る。

2 船舶所有者は、海技従事者がその免許について第五号第二項の規定による船舶の機関の種類についての限定又は同条第三項の規定による船舶の設備若しくは航行する区域及び推進機関の馬力についての限定をされた者である場合には、その船舶がその限定をされた種類の機関を有するとき、又はその限定をされた設備を有し、若しくはその限定をされた区域のみを航行し、かつ、その限定をされた馬力の推進機関を有するときでなければ、別表第一の船舶職員の種類に掲げる船舶職員として乗り組ませてはならない。
第十八条第三項を削る。

第十九条第一項中「前条第一項及び第二項並びに」を「前条及び」に改める。

第二十一条第二項中「第五号第二項の規定によりその免許について船舶の機関の種類についての限定をされた海技従事者」を「海技従事者は、その免許について第五号第二項の規定による船舶の機関の

種類についての限定又は同条第三項の規定による船舶の設備についての限定をされている場合において、「機関の船舶」を「機関又はその限定をされた設備を有する船舶」に改め、同条第四項を削る。

2 海技従事者は、その免許について第五項第二項の規定による船舶の機関の種類についての限定又は同条第三項の規定による船舶の設備若しくは航行する区域及び推進機関の馬力についての限定をされている場合においては、その船舶がその限定をされた種類の機関を有するとき、又はその限定をされた設備を有し、若しくはその限定をされた区域のみを航行し、かつ、その限定をされた馬力の推進機関を有するときでなければ、別表第一の船舶職員の種類に掲げる船舶職員として乗り組んではならない。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 小型船舶操縦士試験機関

(指定)

第二十三条の二 運輸大臣は、申請により指定する者に、小型船舶操縦士の資格についての試験(運輸省令で定めるものを除く。)の実施に関する事務(以下「特定試験事務」という。)を行なわせる。

2 前項の規定による指定(以下単に「指定」という。)を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、特定試験事務の実施に関し第十六条前段に規定する運輸大臣の職権を行なうことができる。

3 運輸大臣は、指定試験機関に特定試験事務を行なわせるときは、特定試験事務を行なわないものとする。

(指定の基準)

第二十三条の三 運輸大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が左の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 職員、設備、特定試験事務の実施の方法その他の事項についての特定試験事務の実施に関する計画が特定試験事務の適正且つ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が特定試験事務の実施に関する計画の適正且つ確実な実施に足るものであること。

2 運輸大臣は、指定の申請が左の各号の一に該当するときは、指定をしてはならない。

一 他に指定した者があること。

二 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。

三 特定試験事務以外の申請者の行なう業務により申請者が特定試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

四 申請者が第二十三条の十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、左のいずれかに該当する者があること。

イ この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十三条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第二十三条の四 運輸大臣は、指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、特定試験事務を行なう事務所の所在地並びに特定試験事務の開始の日を官報で公示しなければならない。

昭和四十九年二月二十二日 参議院会議録第十一号 船舶職員法の一部を改正する法律案

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は特定試験事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 運輸大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(役員)の選任及び解任

第二十三条の五 指定試験機関の役員は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 運輸大臣は、指定試験機関の役員がこの法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第二十三条の七第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は特定試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、その指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(小型船舶操縦士試験員)

第二十三条の六 指定試験機関は、特定試験事務を行なう場合において、小型船舶操縦士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、小型船舶操縦士試験員に行なわせるなければならない。

2 小型船舶操縦士試験員は、船舶職員の養成又はこれに準ずる業務に関する知識及び経験に関する運輸省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

3 指定試験機関は、小型船舶操縦士試験員を選任したときは、その日から十五日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

4 運輸大臣は、小型船舶操縦士試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は特定試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、小型船舶操縦士試験員の解任を命ずることができる。

5 前項の規定による命令により小型船舶操縦士試験員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶操縦士試験員となることができない。

6 指定試験機関は、運輸省令で定めるところにより、小型船舶操縦士試験員に対し、その職務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。

(試験事務規程)

第二十三条の七 指定試験機関は、特定試験事務の開始前に、特定試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をした試験事務規程が特定試験事務の適正且つ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その試験事務規程を變更すべきことを命ずることができる。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、運輸省令で定める。

(予算等の認可等)

第二十三条の八 指定試験機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、決算報告書及び事業報告書を作成し、当該事業年度の終了後三箇月以内に運輸大臣に提出しなければならない。

昭和四十九年二月二十二日 参議院會議録第十一号 船舶職員法の一部を改正する法律案

(秘密保持義務等)

第二十三条の九 特定試験事務に従事する指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特定試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に規定する指定試験機関の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第二十三条の十 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、指定試験機関に対し、特定試験事務に関して監督上必要な命令をすることができ、指定試験機関に

(報告等)

第二十三条の十一 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、指定試験機関に対し、特定試験事務に関して報告させ、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、特定試験事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定試験事務の休廃止)

第二十三条の十二 指定試験機関は、運輸大臣の許可を受けなければ、特定試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十三条の十三 運輸大臣は、指定試験機関が左の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて特定試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第二十三条の三第二項第五号に該当するに至つたとき。

三 第二十三条の五第二項、第二十三条の六第四項、第二十三条の七第二項又は第二十三条の十の規定による命令に違反したとき。

四 第二十三条の七第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで特定試験事務を行つたとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

2 運輸大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は特定試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(運輸大臣による特定試験事務の実施)

第二十三条の十四 運輸大臣は、指定試験機関が第二十三条の十二第一項の規定により特定試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第一項の規定により指定試験機関に対し特定試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により特定試験事務を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるとき

は、特定試験事務を自ら行なうものとする。

2 運輸大臣は、前項の規定により特定試験事務を行なうものとし、又は同項の規定により行なつている特定試験事務を行なわぬものとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

3 運輸大臣が、第一項の規定により特定試験事務を行なうものとし、第二十三条の十二第一項の規定により特定試験事務に関する業務の廃止を許可し、又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における特定試験事務の引継ぎその他の所要の事項は、運輸省令で定める。

第二十六条中「免許の下に」若しくは海技従事者免許原簿に登録された事項の変更を、「手数料を」の下に「国(指定試験機関)の行なう試験を受ける者にあつては、指定試験機関に」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第二十七条第一項中「もの」の下に「(特定試験事務を除く)」を加える。

(運輸省令への委任)

第二十八条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、運輸省令で定める。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第二十八条の三 指定試験機関が行なう特定試験事務に係る処分又はその不作為については、運輸大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第二十九条の二第二項を次のように改める。

2 第二十三条の十一第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十九条の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、第四章中同条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第二十九条の三 この法律の規定に基づき政令又は運輸省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は運輸省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(前項に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十条の前の見出しを削り、同条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第三十条の三とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

第三十条 第二十三条の十三第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十条の二 第二十三条の九第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十一条中「三万円」を「五万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二 左の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条の十一第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をしたとき。

- 二 第二十三条の十二第一項の許可を受けないで特定試験事務に関する業務の全部を廃止したとき。
- 2 第二十三条の十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。
- 第三十二条中「五万円」を「一万円」に改め、同条第二号中「第二十九条の二第四項」を「第二十九条の二第三項」に改める。
- 第三十三条の見出しを削り、同条中「第三十条」を「第三十条の三」に改める。
- 附則に次の一項を加える。
- 15 推進機関を有しない総トン数五トン未満の帆船は、当分の間、第二条第一項の船舶に含まれないものとする。

別表第一中

総トン数五トン未満の船舶で旅客運送の用に供するもの	総トン数五トン未満のもの		船 長	丙種機関士
	総トン数五トン未満のもの	四十馬力以上の推進機関を有しないもの		
		四十馬力以上の推進機関を有するもの		
総トン数五トン未満のもの	帆船及び漁船並びに平水区域のみを航行する帆船	帆船	船 長	小型船舶操縦士
	帆船	船 長	小型船舶操縦士	
	帆船	船 長	小型船舶操縦士	
	帆船	船 長	小型船舶操縦士	
総トン数五トン以上二十トン未満のもの	帆船	船 長	小型船舶操縦士	
	帆船	船 長	小型船舶操縦士	
	帆船	船 長	小型船舶操縦士	
	帆船	船 長	小型船舶操縦士	
総トン数二十トン以上五十トン未満のもの	帆船	船 長	小型船舶操縦士	
	帆船	船 長	小型船舶操縦士	
	帆船	船 長	小型船舶操縦士	
	帆船	船 長	小型船舶操縦士	
総トン数五十トン以上	帆船	船 長	小型船舶操縦士	
	帆船	船 長	小型船舶操縦士	
	帆船	船 長	小型船舶操縦士	
	帆船	船 長	小型船舶操縦士	

を

航行区域とする船舶を「総トン数二十トン以上の平水区域を航行区域とする船舶及び航行区域を有しない漁船以外の船舶で平水区域のみを航行するもの」に、「総トン数二十トン未満のもの」を「総トン数二十トン以上二百トン未満のもの」に、「沿海区域」を「総トン数二十トン以上の沿海区域に」、「総トン数五十トン未満のもの」を「総トン数二十トン以上五十トン未満のもの」に、「近海区域」を「総トン数二十トン以上の近海区域」に、「遠洋区域」を「総トン数二十トン以上の遠洋区域」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 一 沿岸小型船とは、総トン数二十トン未満の船舶であつて、丙区域（沿海区域のうち運輸省令

昭和四十九年二月二十二日 参議院会議録第十一号 船舶職員法の一部を改正する法律案

で定める区域をいう。以下同じ。）内の区域を航行区域とするもの及び航行区域を有しないもので丙区域のみを航行するものをいう。

二 沿海小型船とは、総トン数二十トン未満の船舶であつて、沿岸小型船及び外洋小型船以外のものをいう。

三 外洋小型船とは、総トン数二十トン未満の船舶であつて、近海区域又は遠洋区域を航行区域とするもの及び航行区域を有しないもので沿海区域のみを航行するものでないものをいう。

四 乙区域とは、東経百八十度、南緯十三度、東経九十四度及び北緯六十三度の線により囲まれた区域をいう。

五 甲区域とは、乙区域以外の区域をいう。

別表第五中

丙種船長	丙種航海士	丙種航海士	丙種航海士	丙種航海士
丙種船長	丙種航海士	丙種航海士	丙種航海士	丙種航海士
丙種航海士	丙種航海士	丙種航海士	丙種航海士	丙種航海士

に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第三章の次に一章を加える改正規定、第二十八条の次に二条を加える改正規定（第二十八条の二を加える部分に限る。）、第二十九条の二の次に一条を加える改正規定、第三十条の改正規定、同条を第三十条の三とし、同条の前に二条を加える改正規定、第三十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十二条及び第三十三条の改正規定、附則第九条の規定並びに附則第十条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正前の船舶職員法（以下「旧法」という。）により旧法第五条第一項の小型船舶操縦士（以下「旧小型船舶操縦士」という。）の資格についてされた免許は、改正後の船舶職員法（以下「新法」という。）（第十八条及び第二十一条を除く。）及び海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の規定の適用については、この法律の施行の日から十年を経過する日までの間、新法第五条第一項の規定にかかわらず、旧小型船舶操縦士の資格について新法によりされた免許とみなす。この場合において、新法第八条第一項及び新法第十三条の二第二項の規定の適用における資格の上級及び下級の別は、旧法別表第五の例による。

第三条 運輸大臣は、この法律の施行の際旧法により旧小型船舶操縦士の資格又は旧法別表第五によりこれより上級の資格とされていた資格について免許を受け、又は試験に合格している者であつて、運輸大臣が指定する船舶職員養成施設において運輸大臣が定める課程の講習を修了し、又は新法

昭和四十九年二月二十二日 参議院會議録第十一号 船舶職員法の一部を改正する法律案

による一級小型船舶操縦士の資格に必要な知識及び能力を有していることについて運輸省令で定めるところにより海運局長の認定を受けた者については、この法律の施行の日から十年を経過する日まで、新法による一級小型船舶操縦士の資格については、免許を与えることができる。ただし、この法律の施行後その免許を受けた者とする時までに、この法律の施行の際受けていた免許(前条の規定により新法によりされたものとみなされる旧小型船舶操縦士の資格)については、免許を含まない。及びその試験の合格が無効とされた者については、この限りでない。

第四条 運輸大臣は、この法律の施行の際業として又はその営む事業のため総トン数五トン未満の船舶(旅客運送の用に供するものを除く。)において、船長の職務を行なつてゐる者であつて、その要件を備へることについてこの法律の施行の日から一年を経過する日までに運輸省令で定めるところにより海運局長の認定を受けた者については、この法律の施行の日から三年を経過する日までにその者の申請があつたときは、試験を行なわないうで、この法律の施行の際船長として乗り組んでいた船舶の航行している区域に応じ、一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士又は四級小型船舶操縦士の資格について免許を与えることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定により免許を与える場合において、当該免許を受ける者がこの法律の施行の際船長として乗り組んでいた船舶の総トン数に応じ、その免許につき船舶の総トン数についての限定をすることができ。

3 新法第十八条第二項及び新法第二十一条第二項の規定は、前項の規定により免許について船舶の総トン数についての限定をされた者を船舶職員として船舶に乗り組ませる場合及びその者が船舶職員として船舶に乗り組む場合について準用する。

4 新法第十九条の規定は、前項において準用する新法第十八条第二項の規定の適用について準用する。

5 新法第二十二條の二の規定は、第三項において準用する新法第十八条第二項の規定又は前項において準用する新法第十九条第三項の規定による命令に違反する事実があると認める場合について準用する。

6 第三項において準用する新法第二十一条第二項、第四項において準用する新法第十九条及び前項において準用する新法第二十二條の二の規定は、新法第十条第一項の規定の適用については船舶職員法の規定とみなす。

7 第三項において準用する新法第十八条第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

8 第四項において準用する新法第十九条第三項の規定による命令又は第五項において準用する新法第二十二條の二第一項の規定による処分違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

9 第三項において準用する新法第二十一条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第七項又は第八項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の刑を科する。

11 第四項において準用する新法第十九条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第五条 船舶所有者は、この法律の施行の日から十年を経過する日までの間、新法第十八条第一項の規定にかかわらず、旧法別表第一の船舶の欄に掲げる船舶には、同表の船舶職員の欄に掲げる船舶職員として、同表の資格の欄に掲げる資格又は旧法別表第五によりこれより上級の資格とされてゐた資格の海技従事者(附則第二条の規定により旧小型船舶操縦士の資格について免許を受けたものとみなされる者を含む。次条において同じ。)を乗り組ませることをもつて足りる。

第六条 この法律の施行の際旧法別表第一の資格の欄に掲げる資格又は旧法別表第五によりこれより上級の資格とされてゐた資格について免許を受けていた海技従事者は、この法律の施行の日から十年を経過する日までの間、新法第二十一条第一項の規定にかかわらず、旧法別表第一の船舶の欄に掲げる船舶の同表の船舶職員の欄に掲げる船舶職員として乗り組むことができる。

第七条 総トン数五トン未満の船舶(旅客運送の用に供する船舶を除く。)については、新法第十八条及び新法第二十一条の規定は、この法律の施行の日から一年六月を経過する日までの間、適用しない。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第九条 新法第二十三条の二第一項の規定により運輸大臣が指定試験機関に行なわせる特定試験事務は、新法による小型船舶操縦士に係るものとし、新法第二十三条の四第一項に規定する特定試験事務の開始の日は、この法律の施行の日以後の日とするものとする。

第十条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關して必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

〔宮崎正雄君登壇、拍手〕

○宮崎正雄君 ただいま議題となりました船舶職員法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、モーターボート、遊漁船等の小型船舶の普及及び海難事故の現状にかんがみ、その航行の安全をはかるため、小型の船舶に乗り組ますべき者の資格を定め、その資格についての免許制度を設けるとともに、免許試験の実施に関する事務を運輸大臣の指定する者に行なわせることができることとする等、所要の規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、船舶航行の安全性から見た丙種機関士を下船させることの妥当性、特に、港湾内における引き船等の船舶について、法改正に伴う今後の丙種機関士の雇用安定対策、そ

の他航行安全確保に關する各般の問題について質疑が重ねられました。その詳細は會議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して森中委員より反対、自由民主党を代表して黒住委員より賛成、民社党を代表して村尾委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、杉山委員より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の共同提案にかかる附帯決議案が提出されました。

そのおもなる内容は、通船等に補助者を乗り組ませること、港湾運送事業等に従事する船舶について丙種機関士を配乗せようとする特段の処置を講ずること、外洋小型船舶に丙種機関士を配乗させる

[illegible]

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(配送料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷
電話 東京 五八二 四四二一（大）